

「島根半島・宍道湖中海ジオパークエリア内の小学校におけるジオパーク授業バス借上料補助金」制度概要

○松江市及び出雲市内の学校において、ジオパークに関する授業等を行う際の移動手段として使うバスの経費について補助を行い、ジオパーク授業の実施拡大とジオパーク活動の普及啓発を図る事業です。

〈支援の概要〉

バス借上料補助金	
補助要件	<ul style="list-style-type: none">・松江市及び出雲市内の学校であること・バス等で移動し、下記条件を満たすこと ①小学6年生の「土地のつくりと変化」の授業で「須々海海岸」か「小伊津海岸」において課外授業を行う場合 ②小学5年生の「流れる水のはたらきと土地の変化」の授業で意宇川か斐伊川において課外授業を行う場合 ③原則、島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会が作成した学習指導ワークブック及び野外学習ワークシート（「島根町須々海海岸の地層学習」、「出雲市小伊津海岸の地層学習」、「意宇川の学習」、「斐伊川の学習」）を使用すること。・入場入館料、謝金等は対象外。
補助額	バス借上料相当額（借上料、燃料費、運転手経費）上限25万円
報告期限	令和5年2月28日（火）
その他	補助金の申請は、1校あたり年1回 島根県が実施する「貸切バス等による県民の県内移動支援事業」に関する補助金との併用不可

〈事業申請手続き〉

6/30〆

計画書兼申請書提出

対象校決定

交付決定

着手届

事業の実施

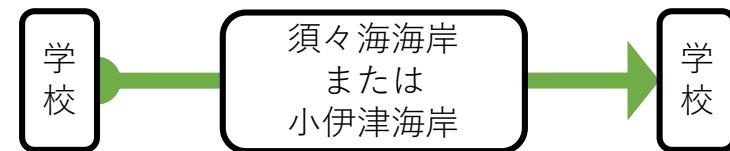
完了届

（決算書、
口座振替依頼書を添付）
実績報告書

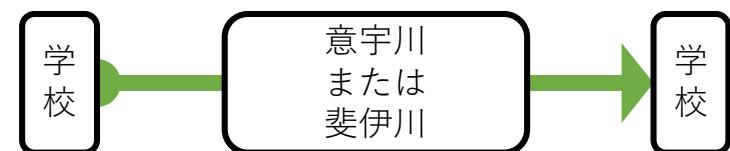
交付確定

事業実施後
1ヵ月以内

①小学6年生「土地のつくりと変化」課外授業



②小学5年生「流れる水のはたらきと土地の変化」課外授業



実線：事業主体(申請団体)が行うもの

破線：島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会が行うもの

※請求書は、交付決定後または交付確定後に提出ください。